

2020年4月27日

内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

NAGASE グループ共通の経営理念にある「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む」並びに「コンプライアンス基本方針」のもと、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心に「NAGASE グループコンプライアンス行動基準」に沿った企業活動の徹底とコンプライアンス体制の整備・維持を図ることとする。同委員会は、取締役全員および関連部署責任者である社員等からなる委員で構成され、これらの委員は、良心に従い、独立して、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する一切の判断を行うほか、必要に応じて外部の専門家を起用して、法令定款違反行為を未然に防止することとする。当社並びにグループ会社において、法令違反等の問題があると認識した場合、速やかに上司、関連部署に報告・連絡・相談のうえ、同委員会に報告するものとし、同委員会は直ちに取締役会および監査役ならびに親会社である長瀬産業株式会社のリスク・コンプライアンス委員会へ報告することとする。また、内部通報制度により、グループ会社を含む役員もしくは社員等から直接通報・相談できる窓口を設定することとする。さらに、グループ会社を含む役員および社員等に対して、社外専門家等による講習会を実施する等の教育を通じて法令遵守に対する意識の向上を図り、NAGASE グループ共通の経営理念の浸透に努めることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内諸規程に従って文書または電磁的に記録し、保存管理を行うこととする。取締役及び監査役はこれら文書等を常時閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、損失の危険に関する包括的な管理を行う体制とし、取締役を中心に構成される会議体を設置し、定期的な報告と課題の検討並びに合意形成を行う体制としている。企業活動に関連する個々のリスクに関しては、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会の機能・権限を定め、個々のリスクに対する担当部署の役割と責任を明確にし、そのもとで、それぞれの部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととする。新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任部を定め、また有事に際しての迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行うこととする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置付け、定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、「組織運営基本規程」「業務分掌」並びに「稟議・報告規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

(5) 当社及び親会社である長瀬産業から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と長瀬産業の間で、運営基準を定め、一定の事項については当社での決定後、長瀬産業の承認の上で業務遂行する体制とし、また、一定の事項については長瀬産業へ報告する体制とするとともに、原則として親会社から役員を受入れ、業務の適正を確保することとする。また、中期経営計画又は年度予算制度に基づき、計画と実績との比較により業務遂行状況とその結果である財務情報を社内で適時適切に共有し、同時に長瀬産業への報告をすることで、その透明性を上げる体制としている。

さらに、独立した組織として監査室を設置し、内部統制の整備を図ると同時に、会計監査人を定め、当該監査人の会計監査並びに長瀬産業の監査室および当社監査室による業務監査の実施を通じて、業務の適正および信頼性を確保する体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置することとする。当該使用人は、監査室に所属するものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、その意見を求めることとする。また、当該社員の人選及び監査役の補助業務に従事する時間等については十分配慮のうえ、当該使用人に対する指示の実効性を確保するよう努めるものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換、稟議書・報告書等の閲覧を通じて、常時、会社経営全般の状況を把握できる体制を整備する。さらに、次の事項については、適宜、取締役及び社員等が個別またはリスク・コンプライアンス委員会並びに取締役会を通して監査役に報告することとする。

- i 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等、コンプライアンス上の問題
- ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- iii 重要な情報開示事項
- iv 内部通報制度に基づき通報された事実 等

尚、上記の監査への取締役及び社員等からの直接の報告に対し、これらの報告をした者に不利益な取扱いを行うことを禁止し、社内に周知徹底するとともに、内部通報制度にもその旨を明記する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の重要性と有用性に対する認識・理解を図るため、監査役は代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催することとする。また、監査役が監査職務を効率的・効果的に実施できるようにするために、会計監査人、監査室と緊密に連携し相互補完できる体制を整備するものとする。また、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど、所要の費用を請求する時は、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、これを拒むことはできないものとする。